

ID: 243

担当部署: 上下水道課

処分の概要	処理施設の設置の承認		
例規名 根拠条項	八頭町合併処理浄化槽施設条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第153号		
<p>【根拠条文】 (工事計画の作成等) 第5条 施設の設置区域の加入者は、町長に対し処理施設の設置を申請することができる。 2 町長は、前項の規定により申請があったときは、次に掲げる事項を定めた工事計画を作成し、当該申請を行った加入者に示すものとする。 (1) 工事の内容 (2) 工事の時期 (3) その他工事の遂行に必要な事項 3 加入者は、工事計画に異議があるときは、町長に対し、変更を求めることができる。 4 工事計画を承認した加入者は、当該工事計画に基づく処理施設の設置について必要な協力をしなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日